

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

## 長期使用構造等である旨の確認書

（  新築 /  増築・改築 ）

第 036-51-2022-1-1-00009 号  
2022年3月8日

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄 殿

一般財団法人滋賀県建築住宅センター



別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

### 記

1. 確認を行った住宅の所在地及び名称  
住宅の所在地: 滋賀県彦根市東沼波町字堀ノ下565番10  
  
住宅の名称: 東沼波22号地 新築工事
2. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造  
階数            地上            2階            地下            0階  
延べ面積        127.10                    m<sup>2</sup>  
構造              木造
3. 工事種別  
新築
4. 確認を行った評価員の氏名  
川崎 大二朗
5. 確認対象住戸及び当該住戸の床面積（当該住戸が複数の階にわたる場合はそれぞれの階における床面積）
6. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

### 特記事項

免震建築物、耐震等級2、又は耐震等級3に適合する場合

免震建築物             耐震等級2             耐震等級3

（注意）この確認書は、大切に保存しておいてください。